

鹿角市新型インフルエンザ等対策行動計画

(改定素案)

令和8年3月
鹿角市

目次

第1部 はじめに	1
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
第1章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	3
第1節 市行動計画の基本的な考え方	3
第2節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
第3節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	7
第5節 対策推進のための役割分担	8
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	10
第1節 主な対策項目	10
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	12
第3章 市行動計画等の実効性の確保	13
第1節 市行動計画等の実効性を確保するための取組等	13
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	14
第1章 実施体制	14
第1節 準備期	14
第2節 初動期	15
第3節 対応期	20
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	24
第3節 対応期	25
第3章 まん延防止	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	29
第3節 対応期	29
第4章 ワクチン	34
第1節 準備期	34
第2節 初動期	39
第3節 対応期	42

第 5 章 保健	47
第 1 節 準備期.....	47
第 2 節 初動期.....	48
第 3 節 対応期.....	49
第 6 章 物資	52
第 1 節 準備期.....	52
第 2 節 初動期.....	53
第 3 節 対応期.....	53
第 7 章 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	54
第 1 節 準備期.....	54
第 2 節 初動期.....	55
第 3 節 対応期.....	56

第1部 はじめに

【鹿角市新型インフルエンザ等¹対策行動計画改定の目的】

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、本市は、国や秋田県（以下「県」という。）の対応を踏まえながら対策を講じるとともに、市民、事業者、医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

本市では、令和2年2月に鹿角市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、新型コロナ対策に当たってきたが、新型コロナが感染症法の第5類感染症に位置づけが変更され、令和5年5月に市対策本部が廃止されるまでの間、市民に対し、マスクの着用や手洗い等の基本的な感染防止対策、感染地域との往来等に関し、状況に応じて必要な呼びかけを行ってきたほか、市仮設診療所やPCR検査センターの設置、ワクチン接種の推進等により市民の不安解消に努めるなど、各種対策を講じてきたところである。また、令和4年3月に鹿角市業務継続計画（新型コロナウイルス感染症対応時BCP）²（以下「業務継続計画」という。）を策定し、新型コロナ対策を推進してきた。

今般の鹿角市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正や新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画³」といいう。）の改定、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）により積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも対応できる体制の構築を目指し、見直しを行うものである。

¹ 新型インフルエンザ等：感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

² 業務継続計画（BCP）：不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画

³ 県行動計画：新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に規定する都道府県が定める新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画

【行動計画の改定概要】

新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大を可能な限り抑制するために行う不要不急の外出自粛、施設の使用制限等の対応は、市民生活に及ぼす影響を最小限にすることが必要であり、社会経済とのバランスを考慮した柔軟な対策の切替えのためには、速やかな情報の収集・分析や発信、平時における研修、訓練、備蓄などの備えを充実させることが重要である。

そのため、基本的には県行動計画に準じた改正を行い、対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取り組みを充実させている。また、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させるなど、対策項目の見直しを行っている。加えて、感染症にかかる緊急事態に際し、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応についても本行動計画において示している。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 市行動計画の基本的な考え方

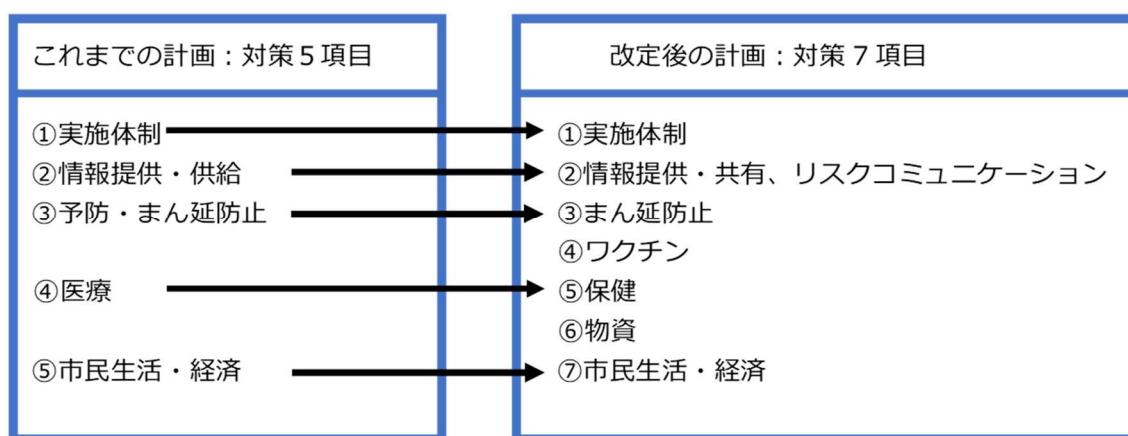
市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、新型インフルエンザや新型コロナだけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

また、市行動計画は、対策項目をこれまでの5項目から7項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。

対象とする疾患は、幅広い呼吸器感染症を念頭に置き、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の記載を充実させる。

図1 市行動計画の改定前後の比較



市行動計画は、政府行動計画や県行動計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに改定についての検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

なお、最新の科学的知見が得られた場合や新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、前記の期間にかかわらず、市行動計画等の見直しを適時適切に行うものとする。

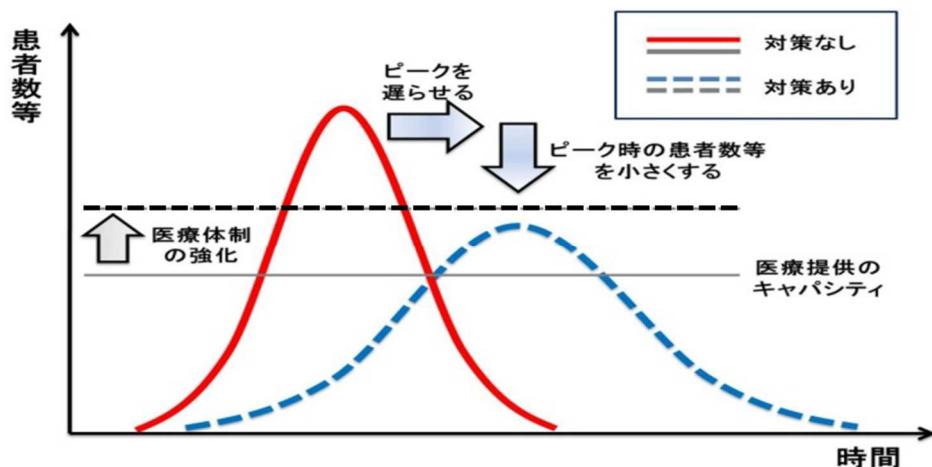
第2節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等患者⁴の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて医療提供体制への負担を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

図2 対策の効果・概念図



(2) 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 業務継続計画の作成や実施等により、医療提供体制又は市民生活及び市民経済の安定維持に努める。

⁴ 患者：新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

第3節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

（1）段階に応じた対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでを3期に分けて対策を行う。

○準備期	発生前の段階。市民に対する啓発や実践的な訓練の実施等、事前の準備を行う。
○初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。国の政府対策本部設置の公表に基づき、直ちに初動対応の体制に切り替える。
○対応期	新型インフルエンザ等政府対策本部が設置され、基本的対処方針 ⁵ が策定されて以降の段階。対応期は、更に次の4つの時期に分けて考えることができる。 <ul style="list-style-type: none">・封じ込めを念頭に対応する時期・病原体の性状等に応じて対応する時期・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

（2）社会全体で取り組む対策の重要性

感染対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の医療対応以外の対策と、医療対応を組み合わせて行う。

医療対応以外の対策は継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。

⁵ 基本的対処方針：特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、本行動計画等に基づき、対策を実施する場合、次の点に留意する。

(1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
柔軟かつ機動的な対策の切替えを円滑に行う。

(2) 基本的人権の尊重

要請や行動制限は最小限とし、^{ひぼう}誹謗中傷等人権侵害が生じないよう取り組む。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び市対策本部は、相互に緊密な連携を図る。

(4) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者が多い本市では、新型コロナ対応で構築した社会福祉施設等と医療機関との連携体制を引き続き確保しつつ、施設職員に対する感染症の予防、まん延防止のための研修を実施して、対応力の強化を図る必要がある。そのため、実地指導、感染対策に関する助言を行うことのできる感染制御指導者並びに自施設において感染制御を推進する者を育成する。

(5) 感染症危機⁶下の災害対応

感染症危機下の災害対応を想定し、平時から避難所の感染制御体制を整える。

(6) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

⁶ 感染症危機：市民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康並びに市民生活及び市民経済に重大な影響が及ぶ事態。

第5節 対策推進のための役割分担

（1）国

- ・地方公共団体及び指定（地方）公共機関⁷等への支援
- ・WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携
- ・ワクチン、医薬品の調査や研究
- ・感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有

（2）県

- ・業務継続計画（BCP）の策定勧奨
- ・情報提供・共有体制の整備
- ・発生時の行政手続等のDXの推進
- ・医療機関と病床確保等の医療措置協定⁸締結
- ・検査機関、医療機関と検査等措置協定⁹締結
- ・宿泊施設等の措置協定締結
- ・保健所の対応、検査体制、宿泊療養等の準備

（3）市

- ・業務継続計画の策定
- ・情報提供・共有体制の整備
- ・発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ワクチンの接種
- ・住民の生活支援（要配慮者への支援）

（4）医療機関

- ・県との医療措置協定締結
- ・院内感染対策の研修
- ・周辺医療機関や社会福祉施設、保健所等との訓練
- ・感染症対策物資等の確保

（5）指定（地方）公共機関

- ・特措法に基づく対策の実施

⁷ 指定（地方）公共機関：特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

⁸ 医療措置協定：感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。

⁹ 検査等措置協定：感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

(6) 登録事業者¹⁰

- ・事業継続等の準備

(7) 一般の事業者

- ・マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄

(8) 市民

- ・健康管理
- ・基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）
- ・マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄
- ・感染症に関する情報への理解と人権尊重

¹⁰登録事業者：特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は市民生活および市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 主な対策項目

本行動計画の主な対策項目である7項目は、一連の対策として実施される必要がある。

① 実施体制

平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、市対策本部を中心に政策を実行し、感染拡大を可能な限り抑制する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション¹¹

平時から、国・県が提供・共有する情報を活用して、市民等とのリスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める。

③ まん延防止

強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、国が行うまん延防止等重点措置¹²や緊急事態措置¹³を踏まえて対策を実施する。

④ ワクチン

市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。新型インフルエンザ等の発生時には、ワクチンの迅速な供給及び接種を行う。

¹¹ リスクコミュニケーション：個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

¹² まん延防止等重点措置：特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、市民市民生活及び市民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

¹³ 緊急事態措置：特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。県民の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、理解や協力を得ることが重要である。

また、市域を越えたまん延の防止に向けては、県が新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から連携協議会等の活用を通じて主体的に対策を講ずることになる。

このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ＩＣＴの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑥ 物資

平時から医療機関等における感染症対策物資等¹⁴の備蓄等を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時に、個人防護具¹⁵が不足する場合は、国を通じて医療機関等に対し必要な個人防護具の配布を行う等、更なる対策を講ずる。

⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

平時から、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関は、業務継続計画の策定等の必要な準備を行う。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。加えて、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

¹⁴ 感染症対策物資等：感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

¹⁵ 個人防護具：マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のⅠからⅢまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮する。

Ⅰ. 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の視野を広げる取組を行うことが重要である。

市内の医療機関等においても、訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析に従事する人材の育成を平時から進める。

Ⅱ. 国や県及び近隣自治体等との連携

平時から国や県及び近隣自治体等との連携体制構築に努め、新型インフルエンザ等の発生時には、市民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行う。さらに、国・県との意見交換を進めるとともに、共同して訓練等を行う。

Ⅲ. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

新型コロナ対応を踏まえ、医療DXを含め、感染症危機への対応に備えたDXを推進していく。

さらに、DX推進に必要となる、人材の育成やデータ管理のあり方の検討を進める。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民「一人ひとり」への適時適切な情報提供・共有を行う。

第3章 市行動計画等の実効性の確保

第1節 市行動計画等の実効性を確保するための取組等

（1）EBPM¹⁶（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

（2）新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

行政、関係機関、市民等が幅広く対応に関与した新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

（3）実践的な訓練の実施

国、県、市は、訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、医療関係団体・社会福祉施設をはじめとした各種団体との連携や協力を進める。

（4）定期的なフォローアップと必要な見直し

政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、おおむね 6 年ごとに本計画の改定を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生した場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に本計画等の見直しを行う。

¹⁶ EBPM：エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

（2）所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。 (総務部、健康福祉部)

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く¹⁷。 (健康福祉部)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。 (全部局)
- ③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例（鹿角市新型インフルエンザ等対策本部条例 平成25年3月13日）で定める。 (健康福祉部)
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。 (総務部、健康福祉部)
- ⑤ 市は、国や県の支援を受け、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。 (健康福祉部)

¹⁷ 特措法第8条第7項及び第8項により準用する第7条第3項

1-3. 国及び県等との連携の強化

- ① 市は県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報提供・共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。 (全部局)
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。 (全部局)
- ③ 市は、国や県の必要な支援を受け、警察、消防機関、海上保安機関、自衛隊等と連携を進める。 (総務部、健康福祉部)
- ④ 市は、特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策(以下「特定新型インフルエンザ等対策¹⁸」という。)の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。
(総務部、健康福祉部、関係部局)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて、関係部局長等からなる市対策本部、新型インフルエンザ等警戒本部、新型インフルエンザ等庁内連絡会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

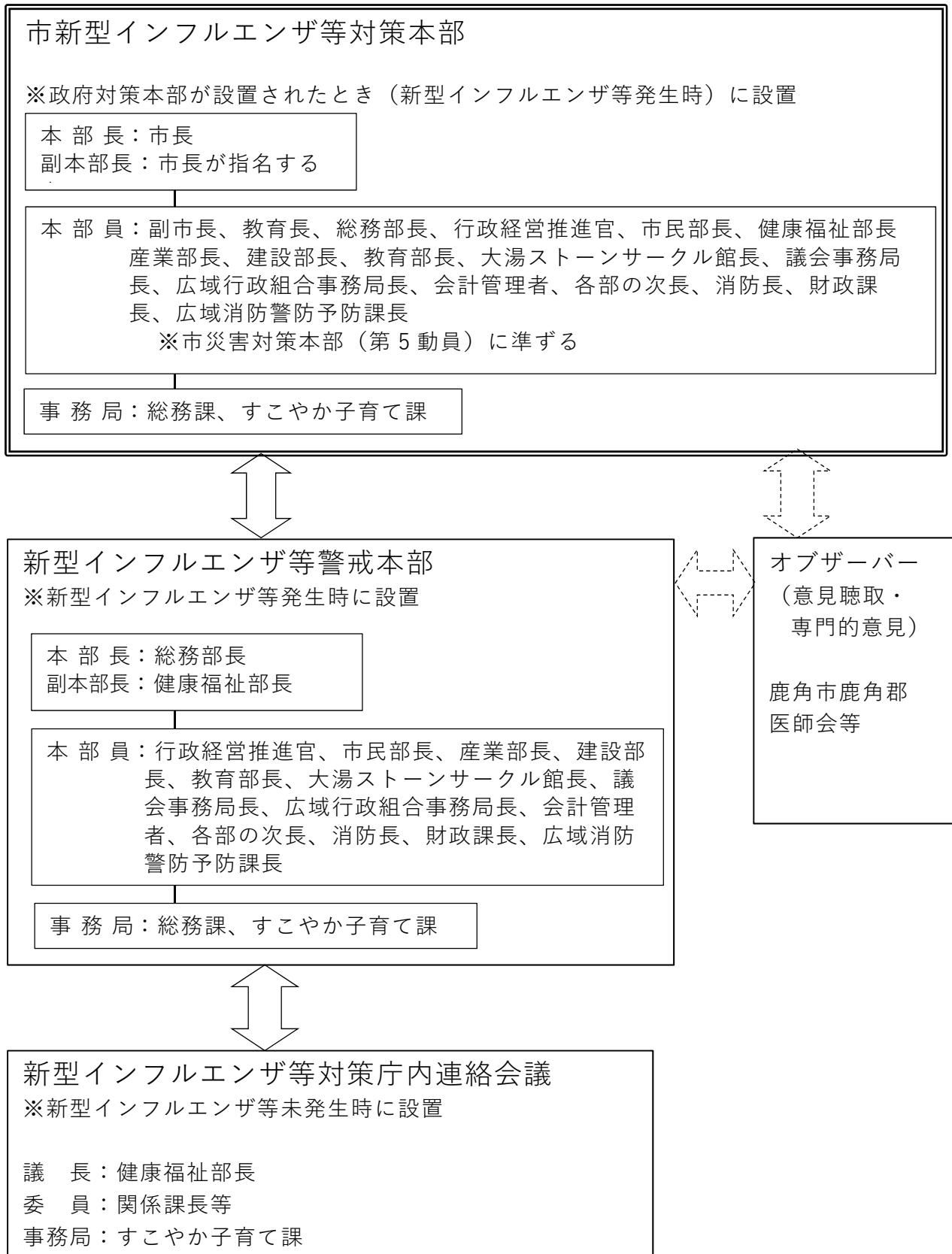
¹⁸ 特定新型インフルエンザ等対策：特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

(1) 鹿角市新型インフルエンザ等対策本部

- ア 市対策本部は、特措法第34条の規定により、政府対策本部が設置されたとき（新型インフルエンザ等発生時）に、市長が設置する。
- イ 市対策本部は、次の事項を所掌する。
- ・国、県の基本的対処方針に基づく対応策に関すること
 - ・市の対応策の決定等に関すること
 - ・新型インフルエンザ等に関する情報収集に関すること
 - ・初動対策の決定に関すること
 - ・県対策本部及び隣接市町村との連携に関すること
 - ・新型インフルエンザ等のまん延防止（予防接種等）に関すること
 - ・通信、交通、ライフライン（電気、ガス、水道など）の機能確保に関すること
 - ・社会活動等の自粛及び企業活動の抑制に関すること
 - ・食料、生活必需品の確保・配給に関すること
 - ・市民及び関係機関・団体に対する情報提供・共有に関すること
 - ・要援護者の対応に関すること
 - ・埋火葬体制に関すること
 - ・その他市対策本部において必要とする事項
- ウ 市対策本部に、次に掲げる職員を置く。
- ・本部長 市長
 - ・副本部長 本部員のうちから市長が指名する者
 - ・本部員 副市長、教育長、各部局長、市長部局の部長級等市長の任命する職員
- ※鹿角市災害対策本部（災害時初動体制マニュアル・第5動員）に準ずる
- エ 市対策本部は、本部長、副本部長及び事務局がその都度必要と認めた本部員で構成し、本部長が主宰する。
- オ 本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- カ 市対策本部は、必要に応じて、本部長が招集する。
- キ 本部長は、必要があると認めるときは、市対策本部に関係機関の長等の出席を求めることができる。
- ク 市対策本部の事務局は、総務課及びすこやか子育て課に置く。

- ② 市では、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。 (全部局)

図3 市新型インフルエンザ等対策本部



【市部局の主な対応】

部局名	主な役割
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の啓発及び感染予防対策に関すること ・来庁者、利用者及び市民への情報提供・啓発・指導に関すること ・所管業務の継続及び縮小・停止に関すること ・所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること ・国、県、他市町及び関係機関等からの新型インフルエンザ等に関する情報の収集および市対策本部への報告 ・所管業務に係る関係機関等との連絡調整に関すること ・業務継続計画に基づく市の行政機能の維持に関すること ・部局職員の感染、まん延防止に関すること ・所管する会議、イベント等の調整に関すること ・所管する公の施設の臨時休館等の調整に関すること ・その他新型インフルエンザ等に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること（健康福祉部と連携） ・市対策本部及び市警戒本部の運営に関すること（健康福祉部と連携） ・危機管理に関すること ・ライフライン（通信、電気等）に関すること ・職員、職場の衛生管理及び健康管理に関すること ・庁舎の衛生管理に関すること ・人員配置の調整に関すること ・マスク、消毒液、防護服等の備蓄、配送に関すること（健康福祉部と連携） ・被害情報の収集、総括に関すること ・公用車の管理に関すること ・税の減免措置等に関すること ・報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること ・市民等へ広報、ホームページ等の複数の媒体、機関を活用した感染拡大防止対策等の啓発、周知に関すること（健康福祉部と連携） ・外国人の支援及び連絡調整に関すること ・状況の広報資料の収集作成に関すること
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集及び処理機能の確保（広域行政組合と連携） ・公共交通に関すること（産業部と連携） ・遺体の埋火葬に関すること（広域行政組合と連携）

健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること（総務部と連携） ・市対策本部及び市警戒本部の運営に関すること（総務部と連携） ・新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議に関すること ・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること ・市民等へ広報、ホームページ等の複数の媒体、機関を活用した感染拡大防止対策等の啓発、周知に関すること（総務部と連携） ・国、県及び隣接市町村との連携調整に関すること ・鹿角市鹿角郡医師会、鹿角市鹿角郡歯科医師会、秋田県薬剤師会鹿角支部との連携及び連絡調整に関すること ・新型インフルエンザ等の相談対応及び帰国者・接触者相談センターの設置に関すること ・予防接種（特定、住民接種）に関すること ・子育て関連施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること ・社会福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること ・要援護者の状況把握及び支援に関すること ・医薬品に関すること ・マスク、消毒液、防護服等の備蓄、配達に関すること（総務部と連携） ・その他医療及び福祉全般に関すること ・食糧に関すること（産業部と連携）
産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧に関すること（健康福祉部と連携） ・事業者、かづの商工会等との連絡調整に関すること ・事業所等における感染予防及び感染拡大防止対策の要請に関すること ・食品等生活必需物資の受給価格安定に関すること ・家きん、養豚等に関すること ・公共交通機関に関すること（市民部と連携） ・観光客等の来訪者に係る対策に関すること
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフルライン（上水道、下水道）に関すること ・道路交通の維持・制限に関すること ・市営住宅等の感染予防及び感染拡大防止に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒及び教職員等に対する感染予防対策の励行に関すること ・保護者等に対する情報提供及び感染防止対策への協力要請に関すること ・給食の衛生管理に関すること ・臨時休校などの措置に関すること ・その他教育全般に関すること
鹿角広域行政組合	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の埋火葬に関すること（市民部、小坂町と連携） ・廃棄物の収集及び処理機能の確保（市民部、小坂町と連携）
鹿角広域行政組合 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・救急体制の確保に関すること ・救急搬送に関すること ・市対策本部と連携した活動に関すること ・消防吏員の健康管理に関すること

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市では、国からの財政支援の下¹⁹、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施する。
(関係部局)

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 対策の実施体制

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

- ① 市は、県と連携し、市内の感染状況について、収集した情報やリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
(全部局)
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。
(総務部)

3-2. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行²⁰を要請する。
(総務部、健康福祉部)
- ② 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町村又は県に対して応援を求める²¹。(総務部、健康福祉部)

¹⁹ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

²⁰ 特措法第26条の2第1項

²¹ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

3-3. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用し、必要な対策を実施する。

(関係部局)

3-4. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市内区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整²²を行う。

(総務部、健康福祉部)

3-5. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する²³。

(総務部、健康福祉部)

²² 特措法第36条第1項

²³ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

（1）目的

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー²⁴を高めるとともに、国及び県による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーション²⁵に基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理する。

（2）所要の対応

1-1. 平時における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

① 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策（一般的な感染対策や健康管理、発生地域等への不要不急の外出の自粛、延期等の呼びかけ等）について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供・共有を行う。
(総務部、健康福祉部)

② 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、個人レベルの基本的な感染対策の普及を図る。
(総務部、健康福祉部)

③ 市は、ウェブサイト等を通じて情報提供・共有を行う。
(総務部・健康福祉部)

④ 市は、発生状況に応じた市民への情報提供・共有の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定する。
(総務部、健康福祉部)

⑤ 市は、一元的な情報提供・共有を行うために、情報提供担当職員の設置による情報の集約化など、情報を分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
(総務部、健康福祉部)

²⁴ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

²⁵ 双方向のコミュニケーション：地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

⑥ 情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす体制を構築する。 (総務部・健康福祉部)

⑦ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。 (総務部、健康福祉部)

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。 (総務部、健康福祉部)

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック²⁶の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。 (総務部、健康福祉部)

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。 (総務部、健康福祉部、教育委員会)

② 市は、市対策本部において関係部局が一体的かつ整合的な、いわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、その方法等について整理する。 (総務部、健康福祉部、関係部局)

③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整理する。 (関係部局)

④ 市は、国が定める感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、県と連携して感染症対策に必要な

²⁶ 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

情報提供・共有を行う。

(健康福祉部)

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、相談窓口等の設置準備を進める。
(総務部、健康福祉部)
- ② 市は、SNSの活用など理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。
(総務部、健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、国の要請に基づき、県と連携して、住民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を設置し、適切な情報提供・共有を行う。
(健康福祉部)
- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、国、県関係部局、指定地方公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。
(関係部局)

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供・共有だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。 (健康福祉部)
- ② 市は、相談窓口等を設置し、寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A等として関係部局に情報提供・共有するとともに、ウェブサイト等に掲載していく。 (健康福祉部)

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

準備期と同様の対応を取る。

第3節 対応期

(1) 目的

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 基本的な方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。 (総務部、健康福祉部、関係部局)
- ② 市は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報提供・共有を強化し、県の対策の方針の迅速な把握と、対策の

現場の情報提供・共有を行う。

(関係部局)

- ③ 市は、市民等に対し、市内外の発生状況と具体的な対策等を情報提供・共有する。

(総務部、健康福祉部)

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供・共有だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

(健康福祉部)

- ② 市は、国からの要請を受けて、相談窓口等を継続する。

相談窓口等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A等として関係部局に情報提供・共有するとともに、ウェブサイト等に掲載していく。

(健康福祉部、関係部局)

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、初動期に継続して対応する。

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、次のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、市が市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

(総務部、健康福祉部)

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。

その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。
(総務部、健康福祉部)

3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。
(関係部局)

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。
(健康福祉部)

第3章 まん延防止

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護するため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

（2）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

① 市は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。 (総務部、健康福祉部)

② 市及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター²⁷に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。 (健康福祉部、教育委員会)

③ 市は県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態²⁸における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。 (関係部局)

④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定地方公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活

²⁷ 相談センター：新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

²⁸ 新型インフルエンザ等緊急事態：特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により市民生活及び市民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

用の呼び掛け等の理解促進を図る。 (市民部、健康福祉部)

- ⑤ 市は、市民の生命及び健康を保護するため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。 (健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るために時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、国内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者²⁹への対応の確認を進める。

また、市は県から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等³⁰に関する情報の通知を受けた場合は、県と連携し、これを有効に活用する。

(健康福祉部)

- ② 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(全部局)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、市内の感染状況を踏まえたうえで、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

²⁹ 濃厚接触者：感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

³⁰ 帰国者等：帰国者及び入国者。

（2）所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

市は、国、県及びJIHSによる情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。
(関係部局)

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

市は、国や県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応等について、国や県に協力する。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。（健康福祉部）

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等

3-1-2-1. 基本的な感染対策に係る情報提供等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。
(関係部局)

3-1-2-2. 退避・渡航中止の勧告等

市は、国の感染症危険情報の発出を受け、在外邦人や出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行う。
(関係部局)

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

市は、県と連携して、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請について周知する。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請の周知を行う。
(関係部局)

3-1-3-2. まん延の防止のための措置の周知

市は、必要に応じて、上記 3-1-3-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する予防接種等の勧奨及びその他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることについて周知する。
(関係部局)

3-1-3-3. その他の事業者に対する要請の周知

- ① 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底について周知を図るとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底するよう協力依頼する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等について協力を依頼する。
(関係部局)
- ② 市は、県の要請を受け、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。
(健康福祉部)
- ③ 市は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を依頼する。
(関係部局)
- ④ 市は、必要に応じて、感染のリスクが高まっている国・地域への出張の延期・中止の周知を行う。
(関係部局)
- ⑤ 市は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。
(関係部局)

3-1-3-4. 学級閉鎖・休校等の要請

市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行いうよう学校の設置者等に要請する。
(総務部、健康福祉部)

3-1-4. 公共交通機関に対する要請の周知

3-1-4-1. 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市内に本社を置く公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。
(市民部)

3-1-4-2. 減便等の要請

市は、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等を要請する。(市民部)

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関³¹等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。
(健康福祉部)

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及びJIHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、以下の対応を行う。また、病原体の性状等について、医療機関、高齢者施設等の重症化リスクの高い患者の治療等を行う施設に対して、県と連携して適期に情報提供を行う。
(健康福祉部)

3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記3-2-1と同様に、強度の高いまん延防止対策を講ずる。
(健康福祉部)

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。
(健康福祉部)

3-2-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、

³¹ 感染症指定医療機関：政府行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものと指す。

基本的には、上記 3-1 に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、県と連携して宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、県予防計画及び県医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、国の効果的・効率的な感染対策の助言・指導を受けるとともに、当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛ける。

(健康福祉部)

3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記 3-1-3-6 の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

(関係部局)

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記 3-1 に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行の準備を行う。なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記 3-2-2 に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

(健康福祉部)

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

(健康福祉部)

第4章 ワクチン³²

第1節 準備期

(1) 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、県や医療機関、事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

(健康福祉部)

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	<input type="checkbox"/> 膿盆
<input type="checkbox"/> 手指消毒剤	<input type="checkbox"/> 聴診器
<input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	【文房具類】
・血圧計等	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）
・静脈路確保用品	<input type="checkbox"/> 日付印
・輸液セット	<input type="checkbox"/> スタンプ台
・生理食塩水	<input type="checkbox"/> はさみ
・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机
	<input type="checkbox"/> 椅子
	<input type="checkbox"/> スクリーン
	<input type="checkbox"/> 延長コード
	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤
	<input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
	<input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

³² 特措法第8条第2項第2号口（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

(健康福祉部)

1-2-1. ワクチンの流通に係る体制の整備

市は、県が国の要請を受け、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県医師会、県卸売販売業協会等の関係者と協議をするにあたり、これに協力し、体制を構築する。

(健康福祉部)

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

① 市は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう鹿角市鹿角郡医師会等（以下「市医師会等」という。）の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

(健康福祉部)

1-3-2. 特定接種³³

① 市は、国からの要請を受けて、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う特定接種について、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施し、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制を構築する。

(健康福祉部)

② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

(関係部局)

1-3-3. 住民接種³⁴

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

³³ 特定接種：特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに市民生活および市民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

³⁴ 住民接種：特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、市民生活及び市民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

(ア) 市は、国等の協力を得ながら、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る³⁵。

(健康福祉部)

a 市は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、次に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
 - ii 地方公共団体の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市町村間や、市医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局、障害保健福祉部局等と連携し、これらの者への接種体制を検討する。

³⁵ 予防接種法第6条第3項

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、 対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・ 高校生相当	人口統計 (6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上 記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種か個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、市医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、市医師会等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ておく必要がある。
- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については、市医師会等と協議しながら協力を依頼する。
- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。 (健康福祉部)
- (ウ) 市は、速やかに接種できるよう、市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種

の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進め
る。
(健康福祉部)

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy³⁶」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q & A 等の提供など、双方向的な取組を進め
る。
(健康福祉部)

1-4-2. 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。
(健康福祉部)

1-4-3. 健康福祉部以外の分野との連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び健康福祉部以外の分野との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市は、教育委員会等との連携を進め、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。
(関係部局)

1-5. DX の推進

- ① 市は、健康管理システム等を、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、予防接種事務のデジタル化を進める。
- ② 市は、接種対象者を特定の上、マイナポータルに接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフ

³⁶ The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO : The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

オン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。
- ④ 市は、一括してワクチンの供給を担う場合に備えた分配量を決定し、分配につなげるシステムとして国が整備するシステムが稼働できるよう協力する。また、予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤の整備に協力する。

(総務部、健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制の構築

2-1-1. 接種体制の準備

市は、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位を考慮しながら、接種体制等の必要な準備を行う。 (健康福祉部)

2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。 (健康福祉部)

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

(健康福祉部)

2-2-2. 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住

民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

(健康福祉部)

- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

(総務部、健康福祉部)

- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県等関係機関と必要な業務分担を行い、連携しながら進める。

なお、接種会場のスタッフ、相談窓口等、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

(健康福祉部)

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

(健康福祉部)

- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師会等、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

(健康福祉部)

- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

(健康福祉部)

- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

(健康福祉部)

- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所

開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなども検討する。

（健康福祉部）

⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県及び秋田県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、市医師会等との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、市医師会等や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、市医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、第4章1-（2）表1のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

（健康福祉部）

⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について事前に相談する。

（健康福祉部）

⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、進行方向に一定の流

れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。
(健康福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、政府ガイドラインの予防接種（ワクチン）に関するガイドライン第3章3を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
(健康福祉部)

② 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じてワクチンの割り当てを行う。
(健康福祉部)

③ 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
(健康福祉部)

④ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。
(健康福祉部)

3-2. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
(健康福祉部)

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
(健康福祉部)
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
(健康福祉部)
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に応じた対応のためのものを含む。）等を確保する。
(健康福祉部)
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
(健康福祉部)
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する必要がある。
(健康福祉部)
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。
(健康福祉部)

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（健康福祉部）
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸すことのないよう対応する。（健康福祉部）
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。（健康福祉部）

3-2-2-3. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて福祉保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康福祉部）

3-2-2-4. 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康福祉部）

3-3. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、国が収集したワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有に協力する。（健康福祉部）

3-4. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。（健康福祉部）
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。（健康福祉部）

- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。
(健康福祉部)

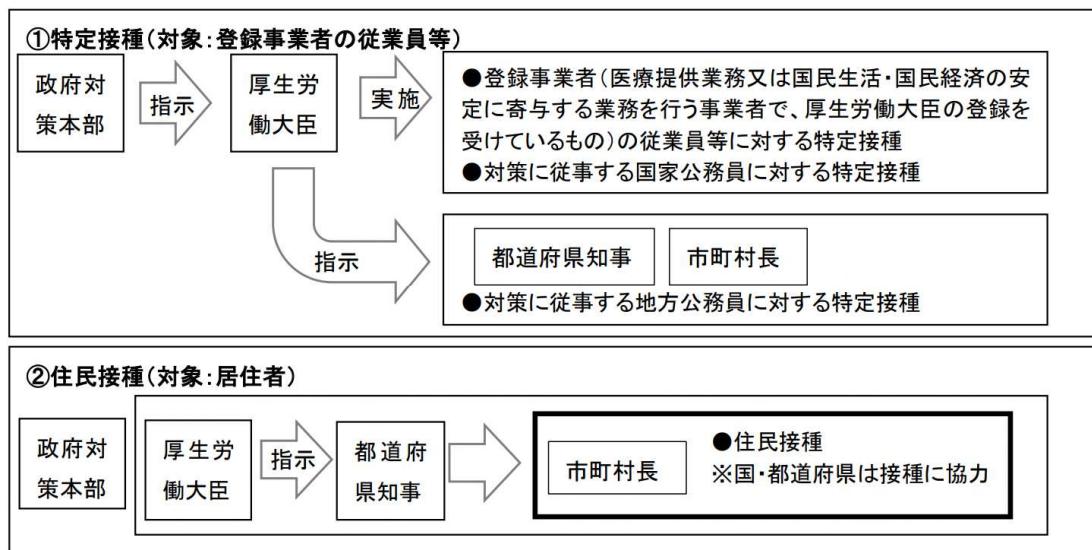
3-5. 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
(健康福祉部)

3-6. 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
(健康福祉部)
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次の点に留意する。
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

図4 特定接種と住民接種



第5章 保健

第1節 準備期

（1）目的

市は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。

また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、感染拡大時にも地域保健対策を継続してその機能を果たすことができるようとする。

その際、市と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や支援の体制、関係する県及び地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようとする。

（2）所要の対応

1-1. 人材の確保と協力体制

① 市は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、市からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員協力する。

（総務部、健康福祉部）

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

① 市は、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約の検討を行う。また、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。

（健康福祉部）

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。

（総務部、健康福祉部）

② 市は、速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。

（全部局）

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。 (関係部局)

1-4. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、国・県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けの相談窓口等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションのあり方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。 (総務部、健康福祉部)
- ② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行なうことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理する。 (総務部、健康福祉部)
- ③ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。 (総務部、健康福祉部、教育委員会)
- ④ 市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。 (健康福祉部、関係部局)

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

秋田県感染症予防計画（以下「県予防計画」という。）等に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

(2) 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 市は、保健所等における流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の

公表) から 1 か月間において想定される業務量に対応するため、市からの応援職員等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制に協力する。

(総務部、健康福祉部)

- ② 市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。 (健康福祉部)

2-2. 市民への情報提供・共有の開始

市は、国が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト、市民向けの相談窓口等の市民への周知、Q&A の公表等、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。 (健康福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県予防計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようする。

(2) 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- ① 市は、保健所等における流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表）から 1 か月間において想定される業務量に対応するため、市からの応援職員等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制に協力する。 (健康福祉部)

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。 (健康福祉部)

- ③ 市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。 (健康福祉部)

3-2. 主な対応業務の実施

3-2-1. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。 (健康福祉部)
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の配布に協力する。

また、近隣市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-2から3-2-3までに記載する感染症対応業務を実施する。

(総務部、健康福祉部)

3-2-2. 相談対応

市は、有症状者等からの相談に対応する相談窓口等を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や県での一元化等を行うことを検討する。 (健康福祉部)

3-2-3. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。 (総務部、健康福祉部)
- ② 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、管内の市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

(総務部、健康福祉部、教育委員会)

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、適時適切に把握する。また、市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、県への応援職員の派遣要請、近隣市町村に対する応援派遣要請を行う。

(総務部、健康福祉部、関係部局)

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 市は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、近隣市町村に対する応援派遣要請を行う。（総務部、健康福祉部、関係部局）
- ② 市は、流行初期以降においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて、国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情も踏まえて、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。
(健康福祉部)

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、国からの要請も踏まえて、市内の実情に応じ、保健所及び健康環境センターにおける有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、住民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

（総務部、健康福祉部）

第6章 物資

第1節 準備期

（1）目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、国及び県と連携し、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

（2）所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等³⁷

① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する³⁸。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができ
る³⁹。
(総務部、健康福祉部)

② 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。
(総務部)

1-2. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

① 平時から医療機関等における感染症対策物資等⁴⁰の備蓄等を推進する。

② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、個人防護具⁴¹が不足する場合は、県を通じて医療機関等に対し必要な個人防護具の配布を行う等、更なる対策を講ずる。

③ 市は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。
(健康福祉部)

³⁷ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

³⁸ 特措法第10条

³⁹ 特措法第11条

⁴⁰ 感染症対策物資等：感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

⁴¹ 個人防護具：マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

第2節 初動期

（1）目的

市は、流通状況を踏まえて備蓄している感染症対策物資等の供給を検討する。

（2）所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について医療機関の備蓄・配置状況を確認する。 (健康福祉部)
- ② 市は、医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。
(健康福祉部)

2-2. 円滑な供給に向けた準備

- ① 市は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合は、市が備蓄している物資の供給を検討する。 (健康福祉部)
- ② 市は、個人防護具について、医療機関等への配布やシステム等を利用した緊急配布等の準備を行う。 (健康福祉部)

第3節 対応期

（1）目的

市は、感染症対策物資等の流通状況の情報収集を行い、必要に応じて感染症対策物資等の供給を調整する。

（2）所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は、医療機関等に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認し、不足するときは、県に物資の配布要請を行う。 (健康福祉部)

3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して、近隣の地方公共団体等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保⁴²

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

（2）所要の対応

1-1. 情報提供・共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国や県との情報提供・共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報提供・共有体制を整備する。

（関係部局）

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

（総務部、健康福祉部、関係部局）

1-3. 物資及び資材の備蓄⁴³

① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄す

⁴² 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

⁴³ ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

る⁴⁴。

(関係部局)

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁴⁵。

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(関係部局)

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者⁴⁶等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を決めておく。

(総務部、健康福祉部)

1-5. 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行う。

(市民部)

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県と連携し、必要な対策の準備等を行い、事業者や住民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接觸機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大

⁴⁴ 特措法第10条

⁴⁵ 特措法第11条

⁴⁶ 要配慮者への対応については、政府ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」をご参照ください。

- 防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。 (総務部、健康福祉部)
- ② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。 (健康福祉部)

- 2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け
- 市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。
- (関係部局)

2-3. 遺体の火葬・安置

- 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等が確保できるよう準備を行う。
- (市民部)

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、県と連携し、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル⁴⁷予防、子どもの発達・

⁴⁷ フレイル：身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

発育に関する影響への対応等)を講ずる。

(関係部局)

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者⁴⁸等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

(健康福祉部)

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁴⁹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(教育委員会)

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(関係部局)

② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(関係部局)

③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(関係部局)

④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁵⁰。

(関係部局)

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

(市民部)

⁴⁸ 要配慮者への対応については、政府ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」をご参照ください。

⁴⁹ 特措法第45条第2項

⁵⁰ 特措法第59条

- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
(市民部)
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
(市民部)
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
(市民部)
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
(市民部)
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
(市民部)
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。
(市民部)

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(関係部局)

3-2-2. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(関係部局)

3-3. 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。（全部局）

